

○総務省告示第二百六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百七十九号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年七月七日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	<p>(募集の適正な実施に係る基準)</p> <p>第二条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>【削る】</p>
改正前	<p>(募集の適正な実施に係る基準)</p> <p>第二条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 平成三十年十一月一日から法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書を提出する日までの間に、前条に規定する趣旨に反する方法により他の地方団体に多大な影響を及ぼすような第一号寄附金の募集を行い、当該趣旨に沿った方法による第一号寄附金の募集を行う他の地方団体に比して著しく多額の第一号寄附金を受領した地方団体でないこと。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。